

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび株式会社横浜銀行は、2026 年 7 月 31 日（金）をもちましてサービスを終了する、はま P a y 「タッチ決済」の未使用チャージ残高について、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき以下のとおり対応を実施いたします。

2026 年 8 月 1 日

<払戻しをおこなう前払式支払手段発行者の商号>

株式会社 横浜銀行

<払戻しの対象となる前払式支払手段の種類>

はま P a y 「タッチ決済」

<払戻しの申出期間>

2026 年 8 月 1 日（土）0:00～2026 年 10 月 31 日（土）23:59 まで 当該申出期間内に申出がなかった場合、資金決済に関する法律上チャージ残高は除斥となりますが、

お客さまの利益を最大限保護するため、申出の有無にかかわらず、チャージ残高は 2027 年 3 月下旬頃にはま P a y 登録口座に返金いたします（※）。

（※）以下の 3 つの条件をすべて満たしている場合に返金の対象となります。

・タッチ決済有効期限（月／年）が 0 8 / 2 6 （2 0 2 6 年 8 月）以降である

（アプリで確認可能です。確認方法は当行ウェブサイトをご確認ください。）

・返金の時点で、はま P a y アプリを退会されていない

（「退会」とはアプリから実行する所定の手続きであり、アプリのアンインストールは含まれません。）

・返金の時点で、はま P a y の引落指定口座を解約されていない

<本件に関するお問い合わせ先>

はま Pay サポートデスク

0120-084-580

電話受付時間：平日：9:00～21:00 土日：9:00～17:00

土日以外の祝日・振替休日、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 月 5 日はご利用できません。

以 上